（保険業法施行規則の一部改正）

第十五条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（禁止行為） **第五十二条の十三の二十四**　準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～三　略］ （届出事項等） **第八十五条**　［略］ ［2～4　略］ 5　第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 ［一・二　略］ 三　法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為 ［四～六　略］ 6　［略］ （外国保険会社等の届出事項等） **第百六十六条**　［略］ ［2・3　略］ 4　第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等若しくはその業務の委託先、外国保険会社等の日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、外国保険会社等の業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 ［一・二　略］ 三　法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為 ［四・五　略］ 5　［略］	（禁止行為） **第五十二条の十三の二十四**　準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～三　同上］ （届出事項等） **第八十五条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　［同上］ ［一・二　同上］ 三　法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為 ［四～六　同上］ 6　［同上］ （外国保険会社等の届出事項等） **第百六十六条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一・二　同上］ 三　法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為 ［四・五　同上］ 5　［同上］